

臨床検査技師国家試験説明会

(免許申請手続きについて)

日 時 令和6年2月5日(月) 15:30～
場 所 保健学科棟 第6番講義室

<配布資料>

- ①受験票
- ②免許申請書
- ③国家試験受験者留意事項(本冊子) ※保健学科 HP よりダウンロード
 - P2～ 臨床検査技師国家試験 受験者留意事項
 - P6～ 臨床検査技師国家試験 会場略図・試験室
 - P8 免許申請にかかる留意事項について
 - P9 臨床検査技師免許申請手続(記入例)
 - P10 外国籍の方の添付書類

<説明内容>

- 1. 受験者留意事項配付・注意事項説明
- 2. 免許申請手続き書類の注意事項説明
- 3. 卒業にあたっての注意事項
 - ①卒業式の案内
 - ②卒業証明書・成績証明書の追加申請について
(1人1部ずつは必ず配付するが、追加で希望する場合は、2/22(木)までに保健学学生係 ijghoken@jimu.kyushu-u.ac.jp へ申し込むこと。)
 - ③ロッカーの荷物整理について
 - ④進路状況調査票の提出について

第70回臨床検査技師国家試験受験者留意事項

【受験地：福岡県】

- 本留意事項及び受験票は試験当日必ず携帯すること。
- 本留意事項及び受験票裏面の受験者心得を熟読し、誤りのないようにすること。

1. 試験日 令和6年2月14日（水曜日）
2. 集合時刻 8時50分 試験場へは公共交通機関を利用してください。
自家用車やタクシー、バイク、自転車の乗りつけは禁止されています。
3. 解散予定時刻 16時30分ころ
4. 試験場 受験番号 00001～00727 **※受験番号は5桁です**
会場名 博多国際展示場&カンファレンスセンター
所在地 福岡県福岡市博多区東光2-22-15

※ 指定された試験場以外では受験できませんので、ご注意ください。

5. 持参品

- (1) 黒のボールペン
- (2) HBの鉛筆（シャープペンシル不可）
- (3) プラスチック消しゴム
- (4) 鉛筆削り
- (5) 腕時計（電卓、通信又はメモ等の機能がある時計の使用は認めない。）
- (6) 昼食
- (7) その他
 - ① コンパスの使用は認めない。
 - ② 定規（三角定規、分度器機能付きのものを除く。）の使用を認める。
 - ③ 置時計の使用は認めない。

6. 試験に関する一般事項について

- (1) 試験中の飲食は禁止する。ただし、事前の申出により特別に許可された場合にはこの限りでない。
- (2) 試験中に机の上に置くことができるのは、筆記用具（HBの鉛筆、プラスチック消しゴム）、定規（三角定規、分度器機能付きのものを除く。）、受験票及び特別に許可された物のみとする。
- (3) 試験中及び試験終了後の調査において不正行為が確認された場合には、その受験を停止させ、又はその試験を無効とし、一定期間の受験を認めないなどの処分をすることがある。
なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合がある。
- (4) 答案用紙は2種類あり、どちらか1種類を配布する。

- (5) 試験問題の持ち帰りを認める。
- (6) 試験場は借り上げたものであるから、汚さないように注意すること。
- (7) 試験場内での喫煙は禁止する。
- (8) 試験場内では、すべて監督員の指示に従うこと。試験監督員の指示に従わない場合には受験させない、あるいは受験を停止させる場合がある。
- (9) 試験場及び近隣の迷惑にならないように、良識のある行動をとること。
- (10) 試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、暖かい服装等とすること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、自席で食事をとること。なお、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。
- (11) 試験場では、体調不良の場合は必ず試験監督員に申し出ること。マスクを着用していても、二の腕の内側で口を押さえ、他の人から顔をそむけて咳・くしゃみをする。

試験場においては、ゴミ箱は設置しないため、ゴミは全て持ち帰ること。

- (12) 災害等によって国家試験の時間等に変更が生じた場合は、厚生労働省ホームページに掲載するので、注意すること。

○厚生労働省ホームページアドレス

<https://www.mhlw.go.jp>

○試験に関する緊急情報に直接アクセスするURL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000109632.html>

- (13) 災害等不測の事態によって、厚生労働省等から直接連絡があった場合はその指示に従うこと。

学生係で対応のため不要

7. 修業（卒業）証明書の提出について

修業（卒業）見込証明書で出願した者は、令和6年3月15日（金曜日）**午後2時まで**に、出願した臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に修業（卒業）証明書を提出すること。当該期限までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効となるので注意すること。

8. 合格発表及び正解肢の公表について

合格者は令和6年3月21日（木曜日）**午後2時**に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

また、厚生労働省のホームページにおいて、同時刻をもって、正解肢も掲載する。

なお、システムの関係上、掲載に数分間の誤差を生じることがある。（掲載期間は概ね2か月とする。）

電話による照会には一切応じないので厳に注意すること。

○合格速報に直接アクセスするURL

<https://www.mhlw.go.jp/general/sikaku/successlist/2024/siken07/hp07.html>

※ 最終的な確認は必ず合格証書又は合格者番号一覧で行うこと。

9. 成績の通知等について

受験者全員（欠席者及び受験無効者を除く。）に成績を通知することとし、合格者には厚生労働省から令和6年3月21日（木曜日）に合格証書を併せて発送する。

なお、令和6年4月4日（木曜日）までに到着しない場合には、**最寄りの郵便局へ郵便状況を確認した後に**、厚生労働省医政局医事課試験免許室へ問い合わせること。

10. 合格者の免許申請について

合格者が有資格者として業務を行うには、免許申請を行い免許の登録を受ける必要があるため、速やかに免許申請を行うこと。

手続きの詳細については、厚生労働省のホームページで確認するとともに、不明な点があれば都道府県の衛生主管部（局）医務担当課又は保健所に問い合わせること。

○免許申請手続きに直接アクセスするURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html

申請書は4月から勤務する病院で統括して提出する場合がありますので、必ず就職先の病院からの指示に従って提出をしてください。

11. 試験に関する照会先

ア 臨床検査技師国家試験運営本部事務所

〒135-0063 東京都江東区有明3-6-11 T F Tビル東館 7F
電話番号 03 (5579) 6903

イ 厚生労働省医政局医事課試験免許室国家試験係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話番号 03 (5253) 1111 内線 2573、2574、2575、4143
F A X 03 (3503) 3559

※ 試験に関する照会先に記載された電話番号への連絡については、午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）

12. 試験時間（予定）

第70回臨床検査技師国家試験日時等

試験日	2月14日(水)	
	午前	午後
説明開始時刻	9時00分	13時00分
試験時間	9時30分 ～ 12時00分	13時30分 ～ 16時00分

13. 交通、略図

14. 試験室区分

※ 交通、略図、受験番号別試験室については、厚生労働省ホームページに掲載するので、あらかじめ確認すること。

○略図、交通、受験番号別試験室に関するURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/ryuuijikou_0001.html

※ 試験場へは公共の交通機関を利用し、自家用車、マイクロバス等での来場は認められないので留意すること。

※ 試験室を間違えた場合、他の試験室では受験できないので注意すること。

※ 試験日前の試験場への立ち入りは慎むこと。

13. 交通、略図

博多国際展示場&カンファレンスセンター

福岡県福岡市博多区東光2-22-15

- ・ JR博多駅/地下鉄博多駅 筑紫口東4番出入口より徒歩約13分
- ・ 博多バスターミナル1F 14番乗り場よりバス4分（行先番号30、32、33、37、39、39快速等に乗車）「東光二丁目」バス降車 徒歩約2分
- ・ 地下鉄東比恵駅 7番出入口より徒歩約11分



※ 試験場へは公共の交通機関を利用し、自家用車、マイクロバス等での来場は認められないので留意すること。

14. 試験室区分

博多国際展示場&カンファレンスセンター

(受験番号 00001 ~ 00727)

No.	建物	階	教室名	受験者数	受験番号	
1	-	3	301	128	00001	00128
2	-	3	302	129	00129	00257
3	-	3	304	130	00258	00387
4	-	3	305	170	00388	00557
5	-	3	306	170	00558	00727

試験室の見方

例) 受験番号 00010 の場合

上記表のうち、受験番号 00010 は 00001~00128 に該当することから
3階 301 が試験室となる。

注1) 試験室については、当日、試験場内の試験室に掲示してある受験番号でも確認すること。

注2) 試験室を間違えた場合、他の試験室では受験出来ないので注意すること。

申請書は4月から勤務する病院で統括して提出する場合がありますので、必ず就職先の病院からの指示に従って提出をしてください。

臨床検査技師免許申請手続

有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の名簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。

※免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。免許申請後、登録が完了したか否かについては登録済証明書で確認してください。

I 免許申請に必要な書類について

- (1) 免許申請書（所定の用紙を使用してください。）
- (2) 診断書（所定の診断書を使用し、**発行の日から1ヶ月以内**のものを添付してください。）
※障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付(様式不問)も可(提出は任意)。
- (3) 住民票の写し（本籍（外国籍の方は国籍）が記載されかつ、個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）または戸籍抄（謄）本
※**コピー不可**（**発行の日から6ヶ月以内**のものを添付してください。）
※出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。
なお、外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類を添付してください。
 - ・短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し
 - ・中長期在留者、特別永住者：住民票の写し
- (4) 登録免許税納付のための**9,000円分の収入印紙**（収入印紙は申請書の収入印紙欄に貼ってください。）
- (5) 登録済証明書用はがき（希望される方のみ。詳細については下記IVを参照してください。）

II 免許申請書の書き方について

- (1) 該当する**不動文字**を○で囲み、数字は右側につめて記入してください。例「

1	3
---	---

」
- (2) 生年月日については、日本国籍の方は元号で、外国籍の方は西暦で記入してください。
- (3) **氏名欄は住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本を参照して記入してください。**
住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本に記載されている文字で登録を行います。
- (4) 戸籍抄（謄）本によって氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入してください。
- (5) 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の方で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合は、通称名欄に記入してください。
- (6) 外国籍の方で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む）を使用した氏名が併記されている方は、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入してください。（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可。）
- (7) 申請年月日については、下線の左側に**必ず元号を記入**してください。

III 免許申請書の提出方法について

上から、免許申請書、診断書、住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本の順にそろえ、右上部のホチキス位置で留め、**住所地を管轄する保健所に提出**してください。

IV 登録済証明書について

免許登録後、免許証が申請者に届くまで2～3ヶ月程度要するので、希望に応じて登録済証明書を発行します。（登録日から一両日中に発行されます。）就職先で求められることがありますので、必要の有無を確認してください。なお、免許申請後に登録済証明書の発行を希望された場合、対応できないことがありますのでご注意ください。

- (1) 所定の登録済証明書用はがきを使用すること。 **「希望に応じて」とありますが、原則申請をしてください。**
- (2) 裏面は**氏名欄のみ**記入すること。
- (3) 必ず**63円分の切手を貼付**すること。（お急ぎの場合は、通常の切手分に加え速達（260円）分の切手を貼付し、「速達」と朱書きすること。）
- (4) 表面は**確実に受取可能な住所、受取人氏名**を記入すること。
- (5) 診断書裏面に**クリップ**で留めて提出すること。

登録済証明書用はがきは、3月上旬頃学生係に届くため学位記授与式の際にお渡しする予定ですが、就職先が統括して提出する等の関係で学位授与式より早く欲しい方は学生係窓口で配布予定です。

※申請に関する個人情報は、資格制度運営目的以外に利用しません。

訂正する場合は、二重線で訂正し、訂正印を
押してください。修正液や修正テープは使用
しないでください。

ホチキス位置

様式第一 (第一条の五関係)

厚生労働省記入欄	登録番号	※記入しない	収入印紙欄 (収入印紙は消印しないで下さい)
	登録年月日		

誤りがあると登録できませんので、
正確に記入してください。

臨床検査技師免許申請書

受験地コード	11
受験番号	*****

平成令和	6年	2月施行	第70回	臨床検査技師国家試験合格	受験地	福岡
------	----	------	------	--------------	-----	----

1～4の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

- 臨床検査技師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。
有・無 _____ (交通違反の罰則等(青切符)の場合、記入の必要はありません)
- 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍変更があれば記入し、変更後の戸籍謄(抄)本を添付してください)
有・無 東京都 九大 花子
- 旧姓併記の希望の有無。
有・無 _____
- 過去に臨床検査技師免許を有していたことの有無。(有の場合、登録免許登録前に業務に従事した場合、有に該当します)
有・無 _____

上記により、臨床検査技師免許を申請します。

令和 *年 *月 *日

マンション等であれば、マンション名、
〇〇棟〇〇号室まで記入してください。

本籍(国籍)	福岡 都道府県
住所	〒812-8582 福岡 都道府県 福岡市東区馬出3丁目1番1号
電話番号	092 (642) 6680

ふりがな	(氏) きゅうだい (名) はなこ
氏名	九大 花子
通称名	(ただし、俗字、略字は正字に置き換えることがあります。)

性別	男
	女

生年月日	昭和 平成 西暦	1年 3月 1日
------	----------	----------

日本国籍の方は元号で、
外国籍の方は西暦で
記入してください。

厚生労働大臣

厚生労働省の		受付印
	<p>添付する戸籍抄(謄)本が複数枚におよび、左側がホチキスで綴じられている場合はホチキスを外し、書類一式を申請書右上のホチキス位置で綴じてください。</p> <p>B4サイズの戸籍抄(謄)本は、表面が外側になるように中央で二つ折りにして添付してください。</p> <p>職種によってその他に必要な書類がある場合は一番下に添付してください。</p>	

添付書類：旅券その他の身分を証する書類の写し

添付書類：旅券その他の身分を証する書類の写し
申請の事由を証する書類

留意事項

留意事項

【旅券】

- ・ 籍又は名簿の登録事項(国籍、氏名、生年月日、性別)が記載されている頁であること。
- ・ 都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・ 英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。(申請者が作成のもので可)

【旅券その他の身分を証する書類】

- ・ 同左

【その他の身分を証する書類】

- ・ 当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。
- ・ 具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書 など。
- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・ 免許申請に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)

【申請の事由を証する書類】

- ・ 当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、訂正申請する登録事項(氏名、国籍等)の**変更前の内容が記載されているもの**。
- ・ 具体的には、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書で変更箇所を訂正する記述がされていることにより変更前の内容が確認できるもの。
- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・ 申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)

添付書類：住民票の写し

添付書類：住民票の写し
申請の事由を証する書類

留意事項

留意事項

【住民票の写し】

- ・ 国籍等の記載があるもの
- ・ 発行の日から六ヶ月以内のもの。
- ・ 個人番号が記載されていないもの。

【住民票の写し】

- ・ 同左

【申請の事由を証する書類】

- ・ 公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項(氏名、国籍等)の**変更前の内容が記載されているもの**。
- ・ 具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の公的機関が発行した書類で変更前の内容が確認できるもの。
- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・ 申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・ 変更の履歴が記載されている「住民票の写し」が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなすことが可能。

ア

短期在留者

イ

中長期在留者
特別永住者